

2016年7月1日

一般財団法人家電製品協会 独占禁止法コンプライアンス指針

1. 基本方針

一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、協会活動を行うにあたり、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）」を十分尊重し、これを遵守する。

協会は、独禁法及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を尊重し、協会の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分な注意を払い、賛助会員が安心して活動ができる環境を整えるためにこの指針を定める。

2. 禁止事項

協会における諸活動及びそれを行う者は、「価格制限行為」、「数量制限行為」、「顧客、販路等の制限行為」、「設備又は技術の制限行為」、「参入制限行為」等その他、独禁法に抵触する恐れのある行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

3. 独禁法コンプライアンス責任者

協会の独禁法コンプライアンス責任者を専務理事とし、関連業務は管理部長が所掌する。

4. 会議の運営上の対応

- (1) 会議の開催にあたっては、協会職員が出席することを必須とする。
- (2) 会議においては、事前の開催案内において議題を明確に連絡すると共に、2. 禁止事項にあたる議論及び意見交換、資料の配布等を行わない。
- (3) 会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議関係者に開示を行う。
- (4) 会議において、「独禁法」上問題となる恐れがある発言があった場合、議長又は協会職員は発言者に対し発言の中止を要請し、中止の要請が受け入れられない場合には、議長は会議を閉会しなければならない。協会職員は、会議終了後、直ちに協会の独禁法コンプライアンス責任者に報告し、適切な処置を行うものとする。

5. 研修の実施

協会は、協会職員に対して独禁法コンプライアンスに関する研修を定期的実施し、各人の知識向上とその維持に努める。

6. 本指針の周知徹底

協会は、本指針をホームページに公開する等、賛助会員及び協会職員への周知徹底を図る。

以上